

第 5 回環境影響評価制度専門委員会開催後の各委員の追加意見

委員	項目	意見内容
石田委員	事後調査	<p>事後調査の取り扱いに関するポイントは、「透明性の確保」だと思われます。このため、透明化を担保する趣旨から事後調査結果の公表を、何らかの表現で法定化する必要があると考えます。</p> <p>事業の影響が長期に及ぶ項目ほど、事業そのものの直接的影響、同間接的影響ならびに自然環境や社会・経済活動の変化による影響の3者が混在的に顕在化すると判断されることから、事後調査期間の法定化等に拘るのではなく、環境大臣の助言や国としての支援態勢の構築が重要であると考えます。国による支援態勢の構築が、データ・知見の蓄積と共有にも実効性が高いと考えます。</p> <p>以上の2点、部分的には座長の集約の中に入りますが、時間を意識して発言を控えた「事後調査」に関する意見です。</p>
猪野委員	戦略的環境影響評価	<p>1/15 の第 5 回専門委員会におきましては、環境省ガイドラインによる SEA に関し、発電所の事業特性から以下の問題点を指摘させていただきました。</p> <p>建設計画公表前の事業の構想段階における SEA は困難 （建設計画公表の前後を問わず）燃料種、地点、出力、発電方式に関する複数案の提示は困難</p> <p>建設計画公表後、事業アセス前に別途 SEA の手続きを義務付けることには疑問</p> <p>、 についてはご理解いただいたものと認識しておりますが、 については意見が分かれたため、この点に関して追加意見を述べさせていただきたいと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 先日の専門委員会では、方法書における環境配慮結果の記載の拡充（生物多様性に関して、配慮可能な複数のレイアウト結果、水質に関して、冷却方式、取放水口位置に関する配慮可能な複数の予備検討結果等の環境配慮結果）並びに方法書説明会の開催といった方法書段階での新たな対応によって、「事業の立案段階からの環境配慮の充実」が可能との意見を述べさせていただきました。 ▪ 一方で、事業アセス前に別途 SEA の手続きを義務付けることについては、その事業特性から、内容的に現行の方法書と重複するところが多く、敢えて方法書と分ける必要性には疑問が残ります。低炭素社会実現に向けて不可欠な原子力発電所立地や環境負荷を低減させる高効率火力発電へのリプレース等に対し、同様な手続きを繰り返し課すことは、更なるアセス期間の長期化につながり、事業者負担や事業の不確実性を増大させることとなります。 ▪ 従いまして、例えば東京都の計画段階環境影響評価制度における特例環境配慮書（東京都環境影響評価条例第二章第四節）のように、SEA に該当する「環境配慮書」と事業アセスの「方法書」「準備書」に該当する「調査計画書」「評価書案」を同時に作成、評価している事例もあることから、事業の特性に応じて手戻り等のリスクを事業者がとり、方法書を SEA に包含させることができる等の仕組みが必要であると考えます。

委員	項目	意見内容
	戦略的環境影響評価	<p>(1) 生物多様性基本法第 25 条「事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進」は、生物多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者に対して、計画立案段階からの環境影響評価を求めており、戦略的環境影響評価の対象は公共事業のみならず、民間事業にも及ぶ。</p> <p>第 25 条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす環境影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) スクリーニング段階における生物多様性への配慮</p> <p>CBD の「生物多様性を組み込んだ環境影響評価に関する自発的ガイドライン」は、スクリーニング基準に生物多様性関係の尺度を含めることを求めている。生物多様性の保全という視点からは、生物多様性に関する既存の調査(自然環境保全基礎調査や河川水辺の国勢調査等を含む)を活用し、絶滅危惧種を含む生物多様性に甚大な影響を及ぼす地域(重要生息地)への立地はあらかじめ回避すべきである。</p> <p>スクリーニングは、どのプロジェクト案を EIA の対象とするかを決定し、環境に有害な影響を及ぼしうる要素を除外し、必要となる環境評価のレベルを示すのに用いられる。<u>スクリーニング基準に生物多様性関係の尺度を含まなければならない</u>、そうでないならば生物多様性に重大な影響を及ぼすかもしれない提案がスクリーニングをすり抜ける危険がある。<u>スクリーニングプロセスの成果として、スクリーニングにもとづく決定が行われる。</u></p>
吉田委員	事後調査	<p>(1) 生物多様性目標の達成に資する事後調査を実施すべき</p> <p>環境保全措置および事後調査は、事業に伴う影響を回避・低減するだけではなく、広域的視点から、生物多様性の減少を防ぎ、より豊かなものとするという生物多様性条約の目標の達成を目的に行われるべきである。それには環境影響評価だけでは限界があり、生物多様性基本法、自然再生推進法、種の保存法等の、国内法の連携が求められるため、環境影響評価法改正を機会に、種の保存法等の改正も考慮すべきである。例えば、レッドデータブック記載種 3,155 種のうち、国内希少野生動植物種に指定されているのは 82 種に過ぎない。国内希少野生動植物種の指定を促進することに加えて、種の保存法の改正によって、「保護回復(保護繁殖)計画」を策定し、生息地の再生や個体群の回復を図る種のカテゴリーを作る等の方策を採ることで、生物多様性の実質的な回復が図られる。種の保存法によって、保護回復の目標が決められていれば、環境影響評価法においても、事業者がその目標に合わせた環境保全措置の目標を定め、それを達成すべく事後調査を行うことが可能になる。</p> <p>生物多様性保全の国際的潮流の中で、生物多様性オフセットなどが議論されている。これらは国内における開発事業に伴う野生生物種およびその生息地の保全措置の際に、事業者が保全措置を実施するよりも専門団体が実施するミティゲーションバンキングなどを活用したほうが、保全の実効性が高いという経験に基づいて議論されている。わが国においても、環境影響評価における事後調査をこのような視点の中で実施し、その成果を蓄積しないと世界的な潮流に乗り遅れてしまうおそれが強い。</p> <p>(2) 事後調査の実施期間</p> <p>長良川河口堰、利根川河口堰のモニタリング調査の経験から、生態系の底辺の底生生物にはすぐに影響が出るが、食物連鎖を通じて生態系の上位の生物に影響が出るには時間がかかる。たとえば、河口堰の運用に伴って、シジミが減少し、その結果、それを捕食するキンクロハジロに影響が出るまで、長良川で 3 年、利根川では 13 年かかっている。これは、漁業への影響対策としてシジミを追加放流したためであるが、最低でも 5 年の事後調査は必要だと思われる。</p>

委員	項目	意見内容
鷺谷委員	戦略的環境影響評価	<p>生物多様性はそのいずれの要素も、顕著な空間的なパターンを示すことを特徴とする。しかもそれは動的な実体であり、空間スケールを小さくとればとるほど不確実性を増すという特性をもつ。そのため、ある地域内で事業が実施されるとして、その地域内における事業地や事業範囲が空間的に決まってから保全対策を考えることはきわめて難しい。ある範囲（地域）内での空間的選択の余地が残されている段階で、影響を評価・予測すれば、影響を最小にする事業地（局所）の選択が可能である。立地（地域）が決められていたとしても、空間的な計画に選択肢がある段階、すなわち、最終的な計画を立案する前に戦略的アセスメントを実施することができれば、生物多様性の保全に寄与すると思われる。</p> <p>その際、ある特定の場所に現に存在している植生や生息・生育している生物種とともにその特定の場所（局所）の潜在的な生息・生育場所としての価値をより広域的な視点から評価する必要がある。すなわち、絶滅危惧種や生態系サービスの提供という視点からみて重要な種や群集の存続可能性や生態系機能の予測をメタ個体群およびメタ群集（空間的に動的な特性を持つ実体）の視点、すなわち局所を超えた空間的範囲について、量的、もしくは質的な評価することが必要である。</p> <p>戦略アセスメント、あるいはその前の計画立案に役に立つ生物多様性情報が整備されていれば、低コストの効率的なアセスメントや、もとより影響の少ない立地選択が可能だろう。そのために、国や自治体が責任をもって生物多様性情報の整備を進めることがのぞましい。情報は、個別の生物分布データや生物相リストのような生データではなく、統合的なデータ分析・評価を経てメッシュ（1×1 km）の重要度ランク付けなどを伴う地図情報として提供される必要がある。すなわち、「生物多様性総合評価地図」とでもいうべきものの整備がのぞまれる。</p>